動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型及びインマルサットIoT型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［略］	らされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎キログラム当たり四ワット以下
［⑵・⑶　略］		人体四肢（両手を除く。）における比吸収率	

［二・三　略］

［2～5　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［2～27　略］

28　航空機地球局のインマルサットBGAN型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置、インマルサットGSPS型の受信装置及びインマルサットIoT型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

［29～35　略］

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　［略］

［2～5　略］

6　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットIoT型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の条件

イ　変調方式は、二相位相変調又は四相位相変調であること。

ロ　送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒三、七五〇ビット、毎秒七、五〇〇ビット、毎秒一五、〇〇〇ビット又は毎秒三〇、〇〇〇ビット

動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［同上］	らされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）	毎キログラム当たり四ワット以下
［⑵・⑶　同上］		人体四肢（両手を除く。）における比吸収率	

［二・三　同上］

［2～5　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～27　同上］

28　航空機地球局のインマルサットBGAN型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットBGAN型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットGSPS型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

［29～35　同上］

（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）

第四十九条の二十四　［同上］

［2～5　同上］

［新設］